

を受けていた。

このことから、処分庁は、公的年金の受給権を担保にして受ける融資（以下「年金担保入れ」という。）について、保護申請時に不実の申告があったとし、平成16年1月16日付けで保護廃止決定処分（以下「廃止処分」という。）を行った。

請求人は、この廃止処分を不服として本審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、以下の事項について納得できず、本審査請求を行ったものである。

ア 請求人は、平成16年1月16日付けで廃止処分を受けたこと。

イ 廃止処分に係る事前の通知がなかったこと及び廃止処分の通知が、平成16年1月16日付け廃止にも関わらず、廃止処分後の1月27日付けで通知されたこと。

(3) 処分庁の弁明

処分庁は、請求人に対し、平成15年11月11日の保護申請時において、新たな年金担保入れをしないよう指導していたにもかかわらず、請求人はその事実を秘匿していた。

その後、法第29条に基づく調査で、平成16年1月15日に年金担保入れの事実を確認したことから、この年金担保入れの事実において、保護申請時に不実な申請があったと判断し、廃止処分を行ったものである。

(4) 請求人の反論

ア 今回の年金担保入れは、平成15年10月20日に申請をしたものであり、また、すべての年金は担保入れしていることを同年11月11日に処分庁の担当者（以下「ケースワーカー」という。）に説明済みであり、決して秘匿する意思はなかった。

イ 請求人は、平成15年12月12日付けで、開始決定処分を知り、ここではじめて、今後一切年金担保入れを行わない旨の誓約書を処分庁に提出した。

ウ 請求人が平成15年10月20日付けで申請した、年金担保入れによる貸付金は、開始決定処分までの生活費に費消した。

(5) 事実認定

ア 平成15年10月16日、請求人の孫 XXXXXXXXXX が処分庁に来所し、請求人の生活保護適用について相談があったこと。

イ 平成15年10月20日、請求人は、独立行政法人福祉医療機構理事長に年金担保入れの申請を行ったこと。

ウ 平成15年11月11日、ケースワーカーは、請求人の居宅を訪問し、保護申請書を受理したこと。

エ 平成15年11月21日、請求人は、独立行政法人福祉医療機構理事長から、年金担保入れで160,000円の融資を受けたこと。

オ 平成15年12月9日、処分庁は、請求人に対する開始決定処分を同年10月23日に遡り行ったこと。

カ 平成15年12月12日付けで、処分庁は、請求人世帯に対して、年金担保入りを禁止する旨及び請求人世帯の所有する不動産の活用について、法第27条の規定による文書指示を行ったこと。

キ 平成15年12月12日付けで、請求人は処分庁に対して、年金担保入れを行わない旨の誓約書を提出したこと。

ク 平成15年12月13日付けで、請求人は、処分庁より上記カにある法第27条の規定による文書を受け取ったこと。

ケ 平成15年12月19日付けで、処分庁は、法第29条の規定に基づく調査を高知銀行長浜支店へ行ったこと。

コ 平成16年1月15日、高知銀行長浜支店から、処分庁に対し法第29条の規定に基づく調査の回答があり、処分庁は上記2(5)イ及びエの事実を確認したこと。

サ 平成16年1月15日、処分庁はケース検討を行い、その結果、年金担保入れにかかる不実の申告を理由として、同月16日付けで廃止処分を行ったこと。

シ 平成16年1月30日、請求人は処分庁の廃止処分の通知を受け取ったこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った廃止処分、廃止処分にかかる事前の通知をしなかったこと及びその通知が遅延したことについて、違法又は不当のものといえるか否かである。

(7) 判断

ア 廃止処分について

法は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(法第4条)と規定し、また、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」(法第27条第1項)と規定している。

さらに法は、「被保護者は、保護の実施機関が、第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない」(法第62条第1項抜粋)と規定し、被保護者がこの規定による義務に違反したときは、保護の実施機関は、法第62条第3項及び第4項の規定により、当該被保護者に対して弁明の機会を与えらうえで、保護の変更、停止又は廃止をすることができることとなっている。

これを本件についてみると、まず、処分庁は、法第4条の要件達成のために、法第27条第1項の規定により、年金担保入りを禁止する文書指示(以下「文書指

示」という。)を行っているが、この限りにおいて違法又は不当な点は認められない。

しかしながら、請求人は、当該文書指示の前に年金担保入れを行っており、また、それ以後も新たな年金担保入れを行った事実はないことから、請求人が法第62条第1項の規定に違反しているとは認められない。

また、処分庁は、法第62条第3項の規定による廃止処分に先立ち、同条第4項の規定により、請求人に対して弁明の機会を与えなければならない。しかしながら、処分庁は、請求人に対して弁明の機会を与えておらず、請求人の権利を明らかに侵害している。

以上のように、処分庁が廃止処分を行う理由が無いこと、また、廃止処分を行うにあたって弁明の機会を請求人に与えていないことから、当該廃止処分は違法であり、主文のとおり裁決する。

なお、処分庁が請求人の年金担保入れを知り得た期日がいつであるか、処分庁及び請求人双方の主張が異なっていることから、この点について明確な判断は下せない。

イ 廃止処分にかかる通知について

廃止処分にかかる事前の通知がなかったこと及び通知が遅延したことについては、処分庁が事前に通知を行うことを義務づける規定及び通知の期日を定めた規定が認められないことなどから、違法又は不当とは認められないこと。また、廃止処分自体が、先に述べたように適法でないため、取消すことから、これを棄却する。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成16年3月30日

高知県知事 橋本 大二郎



(教示)

この裁決に不服がある場合は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査の請求をすることができる。